

# 第2回幕別町議会臨時会

## 議事日程

令和4年第2回幕別町議会臨時会  
(令和4年4月28日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
8 荒貴賀          9 酒井はやみ          10 野原恵子
- 日程第2 会期の決定  
（諸般の報告）  
行政報告
- 日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度幕別町一般会計補正予算（第15号））
- 日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和4年度幕別町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第6 議案第42号 幕別町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第43号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7の2 議案第43号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
（民生常任委員会報告）
- 日程第8 議案第44号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第45号 令和4年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第46号 製造請負契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）製造）
- 日程第11 議案第47号 工事請負契約の締結について（ふれあいセンター福寿駐車場改良工事）
- 日程第12 議案第48号 工事請負契約の締結について（新あかしや南団地公営住宅3号棟建替工事（建築主体））
- 日程第13 議案第49号 工事請負契約の締結について（新あかしや南団地公営住宅4号棟建替工事（建築主体））
- 日程第14 議案第50号 工事請負契約の締結について（札内南小学校長寿命化計画改修工事（建築主体））
- 日程第15 議案第51号 工事請負契約の締結について（札内南小学校長寿命化計画改修工事（電気設備））
- 日程第16 議案第52号 工事請負契約の締結について（札内南小学校長寿命化計画改修工事（機械設備））
- 日程第17 議案第53号 工事請負契約の締結について（下水道処理区統合連絡管渠整備工事（その1））
- 日程第18 議案第54号 財産の取得について（福祉バス）
- 日程第19 議案第55号 財産の取得について（除雪トラック）

# 会議録

令和4年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和4年4月28日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 4月28日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)  
議長 寺林俊幸  
副議長 中橋友子  
1 石川康弘      2 小田新紀      3 内山美穂子      4 藤谷謹至      6 若山和幸  
7 岡本眞利子      8 荒 貴賀      9 酒井はやみ      10 野原恵子      11 田口廣之  
12 谷口和弥      13 芳滝 仁      14 千葉幹雄      15 小川純文      16 藤原 孟
- 6 欠席議員  
5 小島智恵
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 菅野勇次      企 画 総 務 部 長 山端広和  
住 民 生 活 部 長 寺田 治      保 健 福 祉 部 長 檜木良美  
経 済 部 長 岡田直之      建 設 部 長 小野晴正  
会 計 管 理 者 合田利信      忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文  
札 内 支 所 長 新居友敬      教 育 部 長 川瀬吉治  
政 策 推 進 課 長 白坂博司      総 務 課 長 佐藤勝博  
防 災 環 境 課 参 事 (消 防 担 当) 宮野裕範      税 務 課 長 古山悌士  
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲      福 祉 課 長 亀田貴仁  
保 健 課 長 宇野和哉      農 林 課 参 事 (土 地 改 良 担 当) 廣瀬康友  
商 工 観 光 課 長 西嶋 慎      土 木 課 長 香田裕一  
都 市 計 画 課 長 河村伸二      水 道 課 長 松井公博  
保 健 福 祉 課 長 高橋宏邦      学 校 教 育 課 長 西田建司  
生 涯 学 習 課 長 石田晋一      防 災 環 境 課 主 幹 (消 防 担 当) 山畑尚禎  
教 育 部 主 幹 添田雄二
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 萬谷 司      課長 北原正喜      係長 川瀬真由美
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
8 荒貴賀      9 酒井はやみ      10 野原恵子

# 議事の経過

(令和4年4月28日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（寺林俊幸） おはようございます。  
ただ今から、令和4年第2回、幕別町議会臨時会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、8番荒議員、9番酒井議員、10番野原議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。  
次に、4月27日令和4年度第1回十勝町村議会議長会定例会が開催され、私が参加しております。  
その議案の抜粋をお手元に配布しております。  
後ほど、ご覧いただきたいと思います。  
次に、事務局から諸般の報告をさせます。  
事務局長。  
○事務局長（萬谷司） 5番小島議員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。  
○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

## [人事異動による職員の紹介]

- 議長（寺林俊幸） ここで理事者より発言を求められておりますので、これを許します。  
伊藤副町長。  
○副町長（伊藤博明） 本年4月1日付けで人事異動を行いましたので、異動しました管理職職員をご紹介いたします。  
本日お配りしております「特別職及び管理職名簿（令和4年4月1日現在）」をご覧ください。  
異動した職員を網掛けして表示しております。

はじめに、部長職であります。  
企画総務部長、山端広和。  
住民生活部長、寺田治。  
保健福祉部長、檜木良美。  
建設部長、小野晴正。  
忠類総合支所長、笹原敏文。  
教育部長、川瀬吉治。  
次に、課長職であります。整列するまで少しお待ちください。  
住民生活部住民課長、本間淳。  
防災環境課長、井上一成。  
防災環境課参事（消防担当）、宮野裕範。  
防災環境課参事（ゼロカーボン担当）、山岸伸雄。  
税務課長、古山悌士。  
保健福祉部福祉課長、亀田貴仁。  
保健課長、宇野和哉。  
経済部農林課長、高橋修二。  
農林課参事（土地改良担当）、廣瀬康友。  
建設部土木課長、香田裕一。  
忠類総合支所地域振興課長、谷口英将。  
保健福祉課長、高橋宏邦。  
経済建設課長、半田健。  
札内支所住民相談室参事、金田一宏美。  
議会事務局議事課長、北原正喜。  
農業委員会事務局長兼忠類支局長、川瀬康彦。  
次に、課長補佐職であります。  
住民生活部住民課主幹（戸籍住民担当）、西久保次雄。  
忠類総合支所経済建設課場長兼経済部農林課場長、林伸顕。  
以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

#### [行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、4点につきまして行政報告をさせていただきます。

はじめに、知床観光船遭難事故について申し上げます。

4月23日に知床半島の沖合で乗客・乗員26人が乗った観光船が遭難した事故につきまして、本町に在住の小学生とその親が含まれていることが確認されました。

第1管区海上保安本部の発表では、26人のうち現在発見された方が11人、このうち氏名等身元が判明している方が6人となっており、この中に本町在住の2人は含まれておりませんことから、一刻も早い救助を切に願うものであります。

次に、高木菜那さん、高木美帆さんオンライン町民報告会について申し上げます。

本年2月に開催されました北京2022オリンピック競技大会において、本町出身の高木菜那さん、美帆さんのお二人が前回の平昌大会に引き続き、姉妹そろってメダルを獲得いたしました。

その偉大な功績を称えるとともに、お二人からいただいた勇気、希望に対し町を挙げてねぎらいと感謝の気持ちを表すべく、今月17日、百年記念ホールにおいて、町及び「北京2022オリンピック出場選手を応援する会実行委員会」主催によるオンライン町民報告会を開催いたしました。

報告会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによるライブ配信としたところがありますが、その中でも地元の小中学生との交流を希望されたお二人の意向を踏まえ、当日会場にスピードスケート少年団やスピードスケート部に在籍する児童生徒を中心に、町内の小中学生170名を招待し、特別町民栄誉賞の表彰及びアトラクションの二部構成で開催したところでもあります。

このうち、特別町民栄誉賞は今年5日に開催した、私のほか、副町長、教育長、議長及び副議長をもって組織する「幕別町特別町民栄誉賞選考委員会」の議を経て、贈呈することを決定したところであり、当日会場において記念品として表彰盾のほか、1人当たり100万円と副賞として毎月1万円相当の本町特産品1年分の目録を贈呈したところでもあります。

表彰後に行われたアトラクションでは、幕別町出身のオリンピック山本幸平さん、桑井亜乃さん、福島千里さんのほか、町内全14校の小中学生「幕別キッズ」からビデオメッセージをいただき、オリンピックからは「今度幕別のイベントで会うのが楽しみです」幕別キッズからは「たくさんの感動をありがとう」などのメッセージが寄せられました。

また、お二人の母校であります帯広南商業高等学校書道部の皆さんが書道パフォーマンスを披露し、作品に書かれた「どんな時でも前を向く 誰かができるなら自分もできる その真剣な姿は私たちの憧れと誇りです 勇気と感動をありがとう」の言葉と迫力ある筆の運びにお二人も感動され、最後にそれぞれ筆字でサインを入れ会場を沸かせました。

さらに、「ななちゃん、みほちゃん、教えて！幕別キッズ質問コーナー！」では、町内の各小中学校の代表者が、菜那さん、美帆さんにスケートやスポーツに関するだけでなく「得意料理はなんですか」や「人生で一番恥ずかしかったことはなんですか」など意表を突く質問で会場の笑いを誘う場面もあり、短い時間ではありましたが楽しいひと時を過ごさせていただきました。

最後の長野五輪金メダリストの清水宏保さんを進行役に迎えたトークショーでは、北京オリンピックの選手村での様子やスケートを練習する子供たちへのアドバイスのほか、お二人の今後の活動についてなども話していただきました。

今回、コロナ禍におきましても、オンライン町民報告会を開催できたのは、多くの町民の皆様の温かい声援はもとより「北京2022オリンピック出場選手を応援する会実行委員会」をはじめ、関係機関の皆様方の多大なご協力があったることと心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。

そして、何よりも私たちに生涯忘れることのできない喜び、感動、勇気を与えていただきました高木菜那さん、美帆さんに対しまして、改めて深く感謝を申し上げますとともに、今後の更なる活躍を期待するところでもあります。

次に、アイヌ施策推進交付金事業について申し上げます。

アイヌ文化等の次世代への継承を確実なものとするとともに、地域に存在するアイヌ文化等を発信し、アイヌ関連の交流施設を活性化させ、魅力ある地域社会を形成することを目的とした「幕別町アイヌ施策推進地域計画」が、令和4年4月から9年3月までの5年間を計画期間として、本年3月10日付けで内閣府から認定されました。

事業計画の概要を申し上げますと、大きく3点あり、1点目は、かつての幕別町や十勝で行われていたアイヌの生活様式、舞踊等についての聞き取り調査や国内主要博物館の収蔵資料の調査に基づき基礎データを整理し、伝承活動や学校への出前授業などにつなげる文化振興事業であります。

2点目は、蝦夷文化考古館収蔵資料を中心としたアイヌ文化に関する展示会の開催による様々な年齢層への情報発信により、アイヌ文化に触れアイヌの歴史や文化の理解を深める地域・産業振興事業であり、3点目は、千住生活館の建て替えと蝦夷文化考古館の保存改修、展示・収蔵資料の修復などのコミュニティー活動支援事業であります。

事業規模は計画段階の概算ではありますが、2施設の建て替え、展示・収蔵品の修復等で約10億円としており、このうち基本計画策定業務等令和4年度分の関連する予算について本臨時会に提案をさせていただきますところでもあります。

なお、事業の推進に当たりましては、幕別アイヌ協会、マクンベツアイヌ文化伝承保存会や地域住

民をはじめ、広く道内のアイヌ関係団体等との連携・協力をいただきながら、十勝におけるアイヌ文化の振興、普及啓発を担う事業となるよう進めてまいります。

次に、本町における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について申し上げます。

北海道では、1月27日から適用となっていたまん延防止等重点措置が3月21日をもって解除されたものの、感染力が強いとされている「BA.2」への置き換わりが急速に進んでおり、4月20日に1日の新規感染者数が約2か月ぶりに3,000人を超えるなど感染拡大が収まらない状況にあります。

十勝管内においても、3月24日以降一日の新規感染者数が100人を超える日が続いており、4月20日には過去最多の356人、また22日には4月の月別新規感染者数が3,766人となり、本年2月の3,650人を上回り過去最多を更新したところであります。

こうした中、本町においても新規感染者数が増加しており、3月の第1回定例会における行政報告以降、3月2日から昨日現在までの状況を申し上げますと、新規感染者数は455人、特に10代以下の若年層の感染が拡大している傾向にあり、町内の小中学校においては、これまで小学校7校で児童43名、教職員3名、中学校5校で生徒27名、教職員3名の感染が確認されたところであります。

この間、陽性者が確認された小中学校においては、感染状況を踏まえ、学級閉鎖等の措置をとるとともに出席停止の児童生徒に対しては、タブレット端末を活用し、健康観察やオンライン学習を実施するなど学びの保障に努めてきたところであり、新年度からは、北海道教育庁の通知に基づき、同一の学級において複数の感染者が確認された場合などに限り、学級閉鎖の措置をとるなど、更なる学びの保障と集団感染の発生防止に努めているところであります。

また保育所、学童保育所においても、昨日までに町立保育所3か所で児童33名、職員9名、へき地保育所1か所で児童1名、学童保育所4か所で児童8名の感染が確認され、町立保育所3所において休所の措置をとったほか、役場本庁舎等においても感染者が確認されましたが、いずれも速やかに職場等の消毒を行い、通常どおり業務を行っているところであります。

次に、新型コロナワクチンの3回目の接種状況についてであります。昨日現在、65歳以上の高齢者で接種を終えられた方が8,223人で、2回目の接種を終えられた方に対する接種率は92.9%、64歳以下の方は、6,990人で、56.3%、合わせて1万5,213人で、71.5%となっております。

新型コロナワクチンの3回目の追加接種については、感染リスクや重症化リスクの低減に効果的であることから、早期に接種を終えることができるよう取り組んでまいりましたが、65歳以上の高齢者につきましては希望される方がほぼ接種を完了したと考えております。

また5歳から11歳の方へのワクチン接種につきましては、3月15日から町内の小児科で接種を開始しており、昨日現在で対象者1,570人に対して1回目接種を終えられた方が268人で、接種率が17.1%、このうち2回目の接種を終えられた方が176人となっております。

さらに3月25日付けで厚生労働大臣通知の一部が改正され、12歳から17歳の方に対する3回目の追加接種が可能となりましたことから、4月11日に17歳の方に対し接種券等を送付し、翌12日以降、町内の医療機関での個別接種を実施しており、16歳以下の方についても4月25日以降順次、接種券等を送付しているところであります。

今後におきましても、引き続き希望される全ての方が、安心して接種を受けられるよう正確な情報の提供に努めてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第4、承認第1号から日程第6、議案第42号まで、及び日程第8、議案第44号から日程第19、議案第55号までの15議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、承認第1号から日程第6、議案第42号まで、及び日程第8、議案第44号から日程第19、議案第55号までの15議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[報告]

○議長(寺林俊幸) 日程第3、報告第1号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。  
説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 報告第1号、専決処分した事件の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第1号であります。

損害賠償の額を定めることについて、令和2年3月19日に議決されました「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、令和4年3月28日付けで専決処分を行ったものであります。

1理由であります。

令和4年2月22日午後3時30分頃、幕別町本町130番地1、幕別町役場庁舎北側駐車場において、町職員が運転する公用車を指定場所に駐車するために後退したところ、左右の駐車車両との間隔に気を取られ、後方の安全確認を怠ったことから、後方に駐車中の車両に追突し、相手方車両の後部バンパーを損傷させる事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものであります。

2損害賠償額は、10万3,730円であります。

相手方の車両修理費相当額の全額であります。

2ページをご覧ください。

3損害賠償の相手方は、幕別町在住の男性であります。

この度の事故は、業務遂行上の過失に起因するものでありますことから、当該車両修理費は、全国自治協会自動車損害共済の保険給付の対象になるものであります。十分な安全確認を行い、慎重な車両操作に努めていれば、防げたものであります。

事故を起こした職員に対して、今後、このような事故を起こすことがないよう、慎重な運転に心掛けるとともに、より一層の安全運転を励行するよう強く指導したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長(寺林俊幸) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第4、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。  
説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 承認第1号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会で報告し、承認を求めようとするものであります。

令和3年度幕別町一般会計補正予算について、令和4年3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

2ページをお開きください。

令和3年度幕別町一般会計補正予算、第15号であります。

今回の補正予算は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ375万3千円を減額し、予算の総額をそれぞれ190億4,074万5千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページから5ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、18目基金管理費6,000万円の追加であります。

財政調整基金へ積み立てるものであります。

7款1項商工費、5目企業誘致対策費6,375万3千円の減額であります。

工業団地取得資金貸付金の確定に伴う減額であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6ページまでお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目個人36万5千円の追加であります。

現年課税分であります。

2款から13款までの補正については、いずれも交付額の確定に伴うものであります。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税845万1千円の追加。

2項1目自動車重量譲与税429万2千円の追加。

3項1目森林環境譲与税4万7千円の減額であります。

7ページになります。

3款1項1目利子割交付金598万6千円の減額。

4款1項1目配当割交付金27万4千円の追加。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金449万4千円の追加。

6款1項1目法人事業税交付金951万4千円の追加。

8ページになります。

7款1項1目地方消費税交付金3,399万8千円の追加。

8款1項1目ゴルフ場利用税交付金96万3千円の減額。

9款1項1目自動車税環境性能割交付金83万9千円の減額。

11款1項1目地方特例交付金227万8千円の追加。

9ページになります。

2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金529万8千円の減額。

12款1項1目地方交付税1億5,075万円の追加。

特別交付税の3月交付分の確定によるものであります。

13款1項1目交通安全対策特別交付金128万3千円の減額。

10ページになります。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金9,000万円の減額。

2目減債基金繰入金5,000万円の減額。

22款諸収入、3項貸付金元利収入、7目工業団地取得資金貸付金元金収入6,375万3千円の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 承認第2号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

令和4年度幕別町一般会計補正予算について、令和4年4月5日付けで専決処分を行ったものであります。

2ページをお開きください。

令和4年度幕別町一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正予算は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ541万6千円を追加し、予算の総額をそれぞれ161億4,666万7千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正予算は、4月17日に開催いたしました高木菜那さんと高木美帆さんへの特別町民栄誉賞の表彰とオンライン町民報告会に係るものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、17目諸費241万6千円の追加であります。

特別町民栄誉賞の記念品として、表彰盾のほか、1人あたり100万円と副賞として1人あたり毎月1万円相当の特産品を1年間贈呈する、報償費と宅配便送料であります。

10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費300万円の追加であります。

オンライン町民報告会の主催者であります「北京2022オリンピック出場選手を応援する会実行委員会」に対する補助金であります。

小中学生との質問コーナーをはじめ、清水宏保さんとのトークショーなどの報告会の運営と、その模様をYou Tubeでライブ配信する経費、小中学生への記念品などの費用に充てられたものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りください。

1款町税、2項1目固定資産税541万6千円の追加であります。

現年課税分であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第2号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第42号、幕別町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第42号、幕別町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症からの景気回復に万全を期すことなどを柱とした令和4年度税制改正の内容を盛り込んだ、地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年4月1日に施行されましたことから、関連する幕別町税条例等の改正を行おうとするものであります。

改正条例の概要について、ご説明いたしますので、議案説明資料の1ページをご覧ください。

はじめに、個人町民税についてであります。

1点目は「住宅借入金等特別税額控除の延長」であります。

改正条項は条例附則第7条の3の2、改正内容は住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長であります。

現行の住宅ローン控除で「所得税額から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する」という特例措置の適用期間を4年間延長し、令和7年12月31日までに入居した者を対象とするものであります。

この措置による減収分は、全額国費で補填されるものであります。

2点目は、地方税法の改正に伴い、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

次に、法人町民税についてであります。

法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

次に、固定資産税についてであります。

1点目は「土地に係る固定資産税の特例」であります。

改正条項は条例附則第12条、改正内容は土地に係る固定資産税の負担調整特例措置であります。

現状の経済情勢等を踏まえ、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする特例措置を設けるものであります。

2点目は、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

以上が、改正概要であります。

次の2ページから13ページにかけては、改正条例「第1条関係」を、14ページには、改正条例「第2条関係」の新旧対照表を記載しております。

住宅借入金等特別税額控除の延長と土地に係る固定資産税の特例については、2ページからの第1条関係に整理しております。

7ページをご覧ください。

7ページ中段の第7条の3の2は「住宅借入金等特別税額控除の延長」であります。

4行目「令和3年まで」を「令和7年まで」に改めるものであります。

9ページをご覧ください。

下段の第12条は「土地に係る固定資産税の特例」であります。

上から7行目になりますが、かつこ書きで「商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5」を加えるものであります。

14ページをご覧ください。

14ページの「第2条関係」は、文言の整理をしております。

議案書にお戻りいただき、6ページをお開きください。

中ほどから記載の附則についてであります。

第1条本文では、本条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用すると定めておりますが、ただし書き規定として第1号と第2号で、令和4年4月1日以外の施行となる規定とその施行日をそれぞれ定めております。

第1号は、個人町民税に係る扶養親族の文言整理の施行日を令和5年1月1日に、第2号は、総合課税又は分離課税を確定申告書の記載によって行う旨の文言整理の施行日を令和6年1月1日に定めるものであります。

第2条は、町民税に関する経過措置を、第3条は、固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第7、議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページ、議案説明資料の15ページをお開きください。

はじめに改正概要をご説明いたしますので、議案説明資料の15ページをご覧ください。

表に記載しておりますとおり、改正項目は2点であります。

1点目は「国民健康保険税基礎課税額等の課税限度額」であります。

地方税法は「税目、課税客体、課税標準、税率などの賦課徴収に関する規定は、条例によらなければならない」とする地方税条例主義を掲げ、国民健康保険税にあつては「基礎課税額等の課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない」と定めております。

国民健康保険税の基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げることを内容とした改正地方税法施行令が、本年4月1日に施行されたところであります。

このたびの政令改正は、今後も高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の増嵩が見込まれる中で、高所得者に応分の負担を求めるよう見直しを行ったものでありますことから、町においても、施行令の改正内容と同様の条例改正を行おうとするものであります。

課税限度額の引き上げを内容とした条例改正について、去る4月18日に幕別町国民健康保険運営協議会に対し諮問を行い、翌19日に「改正することが適当である」との答申をいただいたところであります。

表の「改正内容」をご覧ください。

(1)基礎課税額、医療に係る課税限度額を2万円引き上げて65万円に、(2)後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を1万円引き上げて20万円に改めようとするものであります。

これにより、介護納付金課税額を含めた課税限度額の合計は、99万円から102万円に増額となるものであります。

2点目は「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例」であります。

国の財政支援措置の適用期間の延長に合わせて、条例を改正しようとするものであります。

令和2年6月の第2回町議会定例会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症に罹患し重篤な傷病を負った方や、国や北海道の要請により事業等の休止を余儀なくされ、収入の減少により国民健康保険税の支払いが困難となった方に対して、遡及して保険税を減免することができるの特例措置を設けるべく、条例を改正したところであります。

令和3年5月の第3回町議会臨時会においては、国の財政支援措置の延長に合わせて、減免の対象期間を延長する改正を行ったところであります。

本年3月14日付けで、国から、財政支援を延長する旨の通知がありましたことから「改正内容」欄に記載しておりますように、減免の対象とする国民健康保険税を令和3年度分と4年度分とし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収の場合は、対象年金の支払日が到来するものとし、その申請期限を令和5年3月31日に改めようとするものであります。

16ページをご覧ください。

改正条例の新旧対照表であります。

表の下から1行目から始まります、第2条第2項は、17ページになりますが、基礎課税額の課税限度額を65万円に、第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円に改めるものであります。

第26条第1項は、国民健康保険税の減額について規定しております。

減額後の基礎課税額の課税限度額を65万円に、減額後の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円に改めるものであります。

19ページをご覧ください。

附則第25項は「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例」を定めております。

国の財政支援措置の適用期間の延長に合わせて、減免の対象とする国民健康保険税を「令和3年度及び令和4年度分の国民健康保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日が到来するもの」とし、その申請期限を令和5年3月31日に改めるものであります。

議案書8ページにお戻りください。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を定めております。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、適用区分について定めております。

附則第25項の改正規定を除く改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は「令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による」とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10：47 休憩

11：40 再開

[追加日程]

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、民生常任委員会委員長から、付託しました議案第43号についての審査結果報告書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

[委員長報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第7の2、議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長小田新紀議員。

○委員長（小田新紀） 議案第43号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和4年4月28日幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長小田新紀

民生常任委員会報告書

令和4年4月28日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

令和4年4月28日（1日間）

2 審査事件

議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査にあたっては、条例の改正内容及び住民負担への影響等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

日程第7の2、議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

#### [議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第8、議案第44号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第44号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の9ページ、議案説明資料の20ページをご覧ください。

令和2年6月の第2回町議会定例会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症に罹患し重篤な傷病を負った方や、国や北海道の要請により事業等の休止を余儀なくされ、収入の減少により介護保険料の支払いが困難となった方に対して、対象となる期間を特定して、遡及して保険料を減免することができるとする特例措置を設けるため、本条例を改正いたしました。

令和3年5月の第3回町議会臨時会においては、国の財政支援措置の延長に合わせて、減免の対象期間を延長する改正を行ったところであります。

本年3月14日付けで、厚生労働省から「同措置に係る国の財政支援を延長し、令和4年4月1日から5年3月31日までの間に納期限がある令和4年度分の介護保険料の減免を行った場合についても、減免に要する費用を財政支援の対象とする」と、通知が出されましたことから本町においても、減免の対象期間を延長するよう改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の21ページをご覧ください。

附則第18条は「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免の特例」を定めております。

国の財政支援措置の適用期間の延長に合わせて、減免の対象とする介護保険料を「令和3年度分及び令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日が到来するもの」とし、その申請期限を令和5年3月31日に改めるものであります。

議案書の9ページにお戻りください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第45号、令和4年度幕別町一般会計補正予算、第3号を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第45号、令和4年度幕別町一般会計補正予算、第3号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,736万8千円を追加し、予算の総額をそれぞれ161億9,403万5千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」1追加であります。

「アイヌ文化拠点空間整備事業」は、令和8年度までのアイヌ文化拠点施設の整備に向け、令和4年度に実施する国庫補助事業に係る補助金控除後の経費などに490万円を限度額として地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目成人保健対策費2万7千円の追加であります。

令和2年度の感染症予防事業補助金に係る国への精算還付金であります。

6款農林業費、1項農業費、7目農地費199万4千円の追加であります。

千住地区の畑地かんがい用水路の修繕工事費の追加であります。

8款土木費、1項土木管理費、2目地籍調査費702万円の追加であります。

北海道の補助交付額が、当初予算に比して増額されて決定となりましたことから、測量委託料等を追加するものであります。

8ページをご覧ください。

10款教育費、5項社会教育費、9目アイヌ施策推進事業費、新たな目として3,832万7千円を追加するものであります。

別冊でお配りしております、議案説明資料の23ページをご覧ください。

アイヌ施策推進事業の概要をまとめております。

1計画認定及び交付決定であります。

国の認定に向けて、計画策定作業を進め、本年2月に国に申請しておりました、令和4年度から8年度までの5年間を期間とする「幕別町アイヌ施策推進地域計画」が、本年3月10日に認定され、4月1日には令和4年度のアイヌ政策推進交付金事業計画が交付決定されましたことから、関連する予

算を計上しようとするものであります。

2 令和4年度事業内容であります。

事業は、施設整備などのハード事業とアイヌ文化振興事業などのソフト事業で構成しております。

(1)アイヌ文化拠点空間整備事業、ハード事業であります。

老朽化した千住生活館を解体し、先祖を供養する慰霊祭のイチャルパなどの伝承機能を備えた生活館棟と収蔵資料の展示館棟で構成する、アイヌ文化拠点施設を整備するとともに、隣接する蝦夷文化考古館を保存・改修し、空間全体をアイヌ文化の情報発信・交流拠点として整備する計画であります。

令和4年度の実施事業を①から24ページの⑤まで記載しております。

①アイヌ文化拠点施設基本計画の策定であります。

アイヌ文化拠点施設基本計画は、アイヌ文化拠点施設の基本設計のほか、同施設に加え、外作業用施設などの敷地内に配置する各施設や土地利用も含めた敷地全体の有効活用について計画するものであります。

四角で囲んでおります、ア基本計画策定事業者選考委員会は、5月から7月までの間に最大4回の開催を見込んでおり、プロポーザル方式による策定事業者の選定を行うものであります。

イ基本計画アドバイザー会議は、基本計画策定事業者の決定後において、作成する施設の基本設計や土地利用などに関して、建築の専門家とアイヌ民族としての視点・観点から多様なアドバイスをいただくもので、それらの協議・検討を経て、令和5年3月までに基本計画の策定を行う予定であります。

そのほかのハード事業として、②千住生活館の解体と蝦夷文化考古館の保存・改修設計、24ページになります。

③蝦夷文化考古館の資料修復、④常設展示のシナリオ作成、⑤アイヌ文化拠点施設建設用地の取得を実施するものであります。

本用地取得は、平成24年度に町の土地開発基金により取得済みの、蝦夷文化考古館と千住生活館の間の土地1,433.32平方メートルであります。

敷地の西隣の老朽家屋の敷地561.98平方メートルについては、地権者との協議を進め、去る4月19日に寄附の申し出がありましたことから、所有権移転に向けた手続きを進めているところであります。

(2)アイヌ文化振興事業、ソフト事業であります。

①アイヌ文化伝承活動支援事業は、伝統的なアイヌ文化や生活の場を再生・支援するため、国内の主要博物館などの調査や伝承活動に係る体験講座を実施するものであります。

②アイヌ文化普及啓発事業は、アイヌ文化の普及促進を図るため、幕別・十勝のアイヌ文化に関連する講座やアイヌの伝統文化に関する体験行事、町内の小学校における出前授業を実施するものであります。

③アイヌ文化情報発信事業は、アイヌ文化に直接触れることで理解を深めることを目的に、蝦夷文化考古館収蔵資料などのアイヌ文化に関する移動展示会を開催するもので、これに要する収蔵ケースを購入するものであります。

3 財源内訳であります。

ハード事業は、事業費3,425万5千円。

ソフト事業は、407万2千円。

ハード事業とソフト事業の合計は、3,832万7千円であります。

そのうち、国庫補助金2,661万4千円は、アイヌ政策推進交付金で、用地取得等の対象外経費を除いた事業費の8割が交付されるものであります。

道補助金30万円は、合併特例債の充当後の額に補助される地域づくり総合交付金であります。

地方債490万円は、千住生活館の解体や蝦夷文化考古館の保存・改修、両館の間の用地取得に係るものであります。

一般財源は、651万3千円であります。

一般財源は、基本計画委託料から補助金を控除した額とプロポーザル方式による設計者選定費用、アドバイザー会議に要する費用などであります。

以上で、予算説明資料の説明を終わります。

予算書にお戻りいただき、8ページをご覧ください。

9ページまでにわたりますが、ただいま予算説明資料で説明いたしました、アイヌ文化拠点空間整備事業とアイヌ文化振興事業を、事業ごとに節立てして計上しております。

ここでの説明は省略いたします。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りください。

1款町税、2項1目固定資産税76万5千円の追加であります。

現年課税分であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費補助金2,661万4千円、アイヌ政策推進交付金であります。

17款道支出金、1項道負担金、3目土木費負担金478万9千円の追加であります。

地籍調査事業道負担金の追加であります。

2項道補助金、7目教育費補助金30万円の追加であります。

地域づくり総合交付金の追加であります。

6ページをご覧ください。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,000万円の追加であります。

23款1項町債、8目教育債490万円の追加であります。

アイヌ文化拠点空間整備事業債の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 2点伺います。ページ数といたしましては、8ページの備品購入費の後ろ、千住生活館につきまして、この千住生活館の解体をし、その後アイヌ文化拠点施設のなかに取り入れて、事業を継続されるということを知っておりました。ただし、その中身につきまして、現在、地元の方たちの生活に密着する関係がありまして、どんなふうにしていくのか、ということは具体的には示されませんでした。現時点で、示していただくことがありましたら、お示しいたきたいと思っております。

もう一つ、こういったアイヌ文化振興事業を取り組む上で、ウポポイの建設をされた関係者の中からの、具体的にはアイヌの方たちからの声として、アイヌ民族のいわゆる民族としての誇り、あるいはそういった文化面だけではなく、人権も含めたものが、きちっと伝わるような施設を希望するというのが出ておりました。今のご説明では、大切な資料など、移動展などを開始し、そういった事業が、今のアイヌの人たちの人権をきちっと見直していただける教育にもつながっていくのだろうと思うのですが、そういう位置づけも持たれているのでしょうか。以上2点です。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 最初に、このあとの計画になりますが、アイヌ民族等、打ち合わせするなかで、誇りですとか人権も含めた展示ができるのかということをお話しさせていただければと思います。施設の改修に伴いまして、今あります蝦夷文化考古館の保全・改修をかけていきたいなというところで、タイミングを見まして、閉館しなきゃいけないという状況になります。その際、今ある資料を全部一度出しまして、クリーニングですとか殺菌しながら、終わったものを移動展、備品購入費にあります移動用の展示ケースを作成しまして、町内の多くの方に見てもらいたいなと思います。議員おっしゃいましたお話につきましては、その先になりまして、新たな建物

が建つときに、展示棟というのでしょうか、小さな博物館みたいな建物をイメージしておりました。そのなかでは、幕別のアイヌの歴史ですとかを、時系列でわかるように、そういったことは事実を学習できる場にしていきたいと思います。その展示に向けてなんですけど、今実際に、アイヌ協会の方ですとか、マクンベツアイヌ文化伝承保存会の方々と意見交換はさせていただいてますし、この計画が国のほうに認められた段階でも一度説明させていただいておりますので、そこはこの後も密に情報交換をしながら、また北海道アイヌ協会の理事の方、十勝の担当の理事の方にも会議に加わっていただいておりますので、そこはいろんな意見を汲み取りながら、事業をすすめてまいりたいと思っています。以上であります。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） 生活館の利用の関係でございます。今回の事業を進めるに当たりましては、生活館の運営審議会等も経由しまして、利用者に対しまして、考え方のご説明はさせていただいております。今後の利活用の部分でありますけれども、これまで、地域のアイヌ文化の活動拠点でもあり、なおかつ、生活ができるためのお風呂の利用等もありましたので、その辺につきましては、基本的には現行の内容を継続する考えですすすめておりますけれども、具体的にお風呂どうするか、だとか、そういった部分はまだ決まっていない部分がありますので、それは利用者とも協議をしながら、引き続き、協議して進めていきたいと考えております。あと、集会所としての利用につきましては、現行の近隣センターとしての位置づけを持っておりますので、そこについては継続して、機能を持っていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第46号、製造請負契約の締結についてを議案といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第46号 製造請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の10ページ、議案説明資料の25ページをお開きください。

本議案は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の製造の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の25ページをご覧ください。

今回、製造請負契約を締結しようとするものは、水槽付消防ポンプ自動車1台であります。

この水槽付消防ポンプ自動車は、幕別町消防団第3分団の車両として、幕別消防署糠内分遣所に配備し、31年が経過した消防ポンプ自動車の更新であります。

車両の仕様は、資料の右上に記載のとおり、吸水管2本を備え、乗車定員は7名、水の最大積載容量は3,000リットル、車両総重量は14トン未満であります。

当該車両は、LED照明により視認性の向上が図られているとともに、安全機能付きモニターポンプ操作盤や衝突被害軽減ブレーキシステム、車線逸脱警報装置などを装備することにより、消防団員の安全性や操作性が向上する仕様となっております。

議案書の10ページをご覧ください。

1 契約の目的は、水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）製造であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方についてであります。

本年4月20日に、株式会社北海道モリタ、株式会社二二商会の2者により指名競争入札を執行いたしましたところ、5,159万円をもちまして、株式会社北海道モリタが落札いたしましたので、同社の代表であります、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、岩村純一氏と契約を締結しようとするものであります。

納期は、令和5年3月31日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第47号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料の26ページをお開きください。

本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の26ページをご覧ください。

平成9年12月、地域住民の健康増進や福祉の向上、世代間の交流を図るための総合施設として供用を開始いたしました、ふれあいセンター福寿は、その他の機能として、幕別町地域防災計画において地域で唯一の福祉避難所として、位置づけをしております。

福寿の敷地は、従来から地盤が軟弱であることから施設東側の駐車場のアスファルト舗装にひび割れが多発するなど劣化が著しいことに加え、近年の豪雨災害時には、駐車場一帯が冠水する被害に見舞われる状況にあることから、防災機能の強化を図る上からも抜本的な駐車場改修工事を行おうとするものであります。

計画平面図で網掛けしている部分が現在の駐車場であります。必要な駐車台数に応じた駐車スペースに縮小し、東側の出入口を中央部へ移動することにより、点線で囲んだスペースを芝生の緑地帯として配置するものであります。

駐車場は、大型車両の乗り入れに対応できるよう、舗装強度を確保するため、図面左側に記載のとおり、舗装の厚さを既存の30センチメートルから60センチメートルとし、また、「新設雨水枡」と表示しておりますが、4箇所の雨水枡を新設することにより雨水処理機能の強化を図ろうとするものであります。

以上が工事概要であります。

議案書の11ページをご覧ください。

1 契約の目的は、ふれあいセンター福寿駐車場改良工事であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月27日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社アスワン、コウケツ建設工業株式会社、株式会社萬和建設、株式会社三島組、幕別興業株式会社の7者により指名競争入札を執

行いたしましたところ、5,101万8千円をもちまして、株式会社三島組が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町忠類白銀町158番地、株式会社三島組、代表取締役、三島徹朗氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和4年9月30日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第48号、工事請負契約の締結についてを議案といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第48号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、議案説明資料の27ページをご覧ください。

本議案は、議案第47号と同様に、議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の27ページをご覧ください。

新あかしや南団地公営住宅建替事業は、昭和51年から56年に掛けて建設いたしましたあかしや南団地公営住宅を令和3年度から7年度にかけて建て替えようとするものであります。

図面右側が北になりますが、令和3年度には、旧4階建て共同住宅2棟の解体後に、左側の1号棟と2号棟、2棟16戸を建設いたしました。

配置図上で囲み斜線で表示しておりますのは、現存している、既存の4階建て共同住宅、4棟80戸で、それぞれ図面下部に建物の解体予定年度を記載しております。

網掛け部分は、令和4年度以降に建設を計画している2階建て共同住宅、1棟8戸を8棟、合計64戸分の共同住宅であります。それぞれ図面下部に建設予定年度を表示しております。

議案第48号は、昨年度建設いたしました1号棟の北側に位置する3号棟の建設に係るもので、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ床面積686.07平方メートルの建物、1棟8戸を建設するものであります。

28ページをご覧ください。

住戸は、2LDK6戸と3LDK2戸で、システムキッチンやユニットバスの設備に加え、台所、洗面所、浴室の3か所に給湯設備を整備し、室内の出入り口を引き戸にするなど、ユニバーサルデザインに配慮した設計で、昨年建設した1号棟と同じ間取り、面積であります。

29ページをご覧ください。

建物の外壁は、1号棟と同様に、左官仕上げとし、屋根材は、屋外使用時の耐久性に優れたガルバリウム鋼板であります。

以上が工事概要であります。

議案書の12ページをご覧ください。

1 契約の目的は、新あかしや南団地公営住宅3号棟建替工事、建築主体であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月27日に、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社の3者により指名競争入札を執行いたしましたところ、1億9,602万円をもちまして、株式会社大野建設が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町札内豊町5番地26、株式会社大野建設、代表取締役、大野圭市氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和5年3月16日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第49号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページ、議案説明資料の27ページをご覧ください。

本議案は、議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の27ページをご覧ください。

本工事は、議案第48号と同様に、新あかしや南団地公営住宅の建替工事で、3号棟の東側に位置する4号棟の建設に係るものであります。

工事概要につきましては、3LDKの住戸の位置を除いて、議案第48号と同様の工事内容でありますことから、説明を省かせていただきます。

30ページに平面図、31ページに立面図を記載しております。

議案書の13ページをご覧ください。

1 契約の目的は、新あかしや南団地公営住宅4号棟建替工事、建築主体であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月27日に、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社の3者により指名競争入札を執行いたしましたところ、1億9,690万円をもちまして、加藤建設株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町忠類白銀町200番地、加藤建設株式会社、代表取締役、加藤茂樹氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和5年3月16日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第50号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

12：18 休憩

(藤原議員退場)

12：18 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第50号、工事請負契約の締結について説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第50号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページ、議案説明資料の32ページをお開きください。

本議案は、議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の32ページをご覧ください。

札内南小学校長寿命化改修事業は、昭和53年、54年、58年に建設した鉄筋コンクリート造、2階建、延べ面積4,298平方メートルの校舎棟と、昭和54年に建設した鉄骨造、平屋建て延べ面積730平方メートルの屋内運動場、同年に建設した鉄筋コンクリート造、平屋建て45平方メートルの渡り廊下、の総面積5,073平方メートルの学校施設について、令和2年度に策定した学校施設の長寿命化計画に基づき、令和4年と5年で長寿命化改修工事を実施するもので、2か年にわたる工事請負契約を締結しようとするものであります。

本議案は、札内南小学校長寿命化改修工事の建築主体に係る契約であります。

32ページは、校舎の立面図であります。

校舎棟の建物外部改修は、屋根をカバー工法による改修、外壁を外断熱工法による改修、一部の陸屋根部分の屋上防水改修工事が主なものであります。

令和4年度には、屋根の改修、屋根防水工事、網掛け部分の校舎南側の普通教室棟の外壁改修工事を、5年度には、児童玄関を含む特別教室棟の外壁改修工事を実施する計画であります。

33ページをご覧ください。

屋内運動場の立面図であります。

屋内運動場も校舎棟と同様に、屋根をカバー工法による全面改修、外壁を外断熱工法による改修を行いますが、令和5年度に実施する計画であります。

34ページをご覧ください。

校舎と屋内運動場、渡り廊下の1階平面図であります。

建物内部は、天井の張替え・塗装、内壁の塗装、床仕上げのビニール床シート張り改修、入り口ドア等の建具の改修が主なものであります。

令和4年度は、網掛け部分の児童玄関、廊下、普通教室、音楽室等の改修工事を実施し、5年度は、体育館、ボイラー室、理科室等の工事を実施する計画であります。

35ページをご覧ください。

2階平面図であります。

令和4年度は、網掛け部分の図書室、水呑場等の改修工事を実施し、5年度は、普通教室、特別教室、廊下等の工事を実施する計画であります。

以上が工事概要であります。

議案書の14ページをご覧ください。

1 契約の目的は、札内南小学校長寿命化改修工事、建築主体であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月27日に、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社の3者により指名競争入札を執行いたしましたところ、5億7,310万円をもちまして、藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社、代表取締役、藤原治氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和6年3月15日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

12:24 休憩

（藤原議員入場）

12:24 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第51号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページ、議案説明資料の32ページをご覧ください。

本議案は、議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたします。

本工事は、札内南小学校の長寿命化改修工事に係る電気設備工事で、建築主体工事と同様に令和4年と5年で改修工事を実施するもので、2か年にわたる工事請負契約を締結しようとするものであります。

電気設備に係る長寿命化改修工事は、照明器具のLED化をはじめ、コンセントや幹線ケーブル、分電盤、火災報知設備、放送設備の更新などが主なものであります。

建築主体工事の年度ごとの工事範囲に合わせて、改修工事を実施する計画であります。

以上が工事概要であります。

議案書の15ページをご覧ください。

1 契約の目的は、札内南小学校長寿命化改修工事、電気設備であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月27日に、株式会社十勝電設、株式会社大上電気工業、滝上電気工業株式会社の3者により指名競争入札を執行いたしましたところ、1億5,774万円をもちまして、株式会社大上電気工業が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町本町35番地1、株式会社大上電気工業、代表取締役、大上真一氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和6年3月15日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第52号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第52号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページ、議案説明資料の32ページをご覧ください。

本議案は、議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたします。

本工事は、札内南小学校の長寿命化改修工事に係る機械設備工事で、建築主体工事と同様に令和4年と5年で改修工事を実施するもので、2か年にわたる工事請負契約を締結しようとするものであります。

機械設備に係る長寿命化改修工事は、給排水設備、給湯配管設備の更新をはじめ、便器やボイラー、換気設備などの更新が主なものであります。

建築主体工事の年度ごとの工事範囲に合わせて、改修工事を実施する計画であります。

議案書の16ページをご覧ください。

1 契約の目的は、札内南小学校長寿命化改修工事、機械設備であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月27日に、株式会社笹原商産、有限会社原工業、一成技建株式会社、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社の5者により指名競争入札を執行いたしましたところ、3億1,537万円をもちまして、株式会社笹原商産が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町錦町65番地株式会社笹原商産、代表取締役、笹原早苗氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和6年3月15日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第53号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

(藤原議員退場)

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第53号、工事請負契約の締結について説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第53号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の17ページ、議案説明資料の36ページをお開きください。

本議案は、議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の36ページをご覧ください。

幕別本町地区の公共下水道は、幕別町浄化センターの老朽化を背景に、将来を見据え、効率的な汚水処理を図るため、令和3年度から幕別・札内両地区の下水道を十勝川流域下水道で一括して処理を行う「処理区統合事業」に着手したところであります。

幕別地区の汚水を幕別町浄化センターから札内中継ポンプ場まで送水するため、本年度から、実線で示しております連絡管渠、延長11.2キロメートルを整備しようとするものであります。

今回の工事は、図面右側に破線で丸く囲んでおります国道38号の止若橋の橋げたに連絡管渠を添架する工事であります。

37ページをお開きください。

上段に止若橋の平面図を、下段の側面図を記載しております。

左側が幕別市街方向、右側が札内市街方向であります。

添架する連絡管渠は、延長177.14メートルで、図面左下に記載しております「パイプ構造図」のとおり、管の内径は、189.6ミリメートル、約19センチメートル、外径は、307ミリメートル、約31センチメートルの凍結防止用ポリエチレン管で止若橋下流側の橋げたに添架するものであります。

以上が工事概要であります。

議案書の17ページをご覧ください。

1 契約の目的は、下水道処理区統合連絡管渠整備工事、その1であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月27日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社アスワン、コウケツ建設工業株式会社、株式会社萬和建設、株式会社三島組、幕別興業株式会社の7者により指名競争入札を執行いたしましたところ、8,800万円をもちまして、藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社、代表取締役、藤原治氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和4年12月20日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

12 : 35 休憩

(藤原議員入場)

12 : 35 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18、議案第54号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第54号 財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の18ページ、議案説明資料の38ページをお開きください。

本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後と同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の38ページをご覧ください。

今回、取得しようとする財産は、町をはじめ、老人クラブや社会福祉協議会などが、住民の社会福祉の向上を図ることを目的に行う各種事業のための利用に供する、福祉バス1台の更新を行うものであります。

町では、現在、3台の福祉バスを保有しておりますが、更新対象の福祉バスは、平成11年11月に購入した39人乗りの車両で、22年余りが経過し、走行距離も本年3月末現在で51万キロメートルを超え、老朽化が著しいことから、北海道の地域づくり総合交付金を活用して、取得しようとするものであります。

ページ下段に記載しております「規格形式」のとおり、車両は、中型バスで、補助椅子席を含め41人乗りであります。

議案書の18ページをご覧ください。

1 財産の名称及び数量は、福祉バス1台であります。

2 取得の方法、3 取得金額、4 取得の相手方についてであります。

本年4月20日に、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、東北海道日野自動車株式会社帯広支店の2者により指名競争入札を執行いたしましたところ、2,161万3,430円をもちまして、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社の代表であります帯広市西20条北1丁目3番2号、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、支店長、湯浅康雄氏を相手方として財産を取得しようとするものであります。

納期は、令和5年3月31日と定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第55号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第55号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の19ページ、議案説明資料の39ページをお開きください。

本議案は、議案第54号と同様に、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の39ページをご覧ください。

今回、取得しようとする財産は、10トン級の除雪トラック1台であります。

現在、幕別地域で使用しております、平成12年に取得した除雪トラックの老朽化に伴い、国の社会資本整備総合交付金事業を活用して更新しようとするものであります。

本除雪トラックは、前方にワンウェイプラウ、中央部にグレーダ、後方にサイドウィングを装着し、郊外地における新雪除雪をはじめ、路肩の拡幅や路面整正など、冬期における道路交通の確保に対応する車両として更新するものであります。

議案書の19ページをご覧ください。

1 財産の名称及び数量は、除雪トラック1台であります。

2 取得の方法、3 取得金額、4 取得の相手方についてであります。

本年4月27日に、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、UDトラックス道東株式会社、東北海道日野自動車株式会社帯広支店の3者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、5,087万660円をもちまして、UDトラックス道東株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、帯広市西21条北1丁目3番12号、UDトラックス道東株式会社、代表取締役、金尾泰明氏を相手方として取得しようとするものであります。

納期は、令和5年3月17日と定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和4年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

（12：42 閉会）